

激甚災害対策(常用薬及び医療的ケア物品)について

☆常用薬

激甚災害が発生した場合、保護者の皆様が期待するような対応が取れない事態も起こりえることをご理解いただいた上、常用薬を常備される方は、次の書類手続きを経たのち、薬の常備をお願いします。

○手続き

薬の内容等の詳細を記入した別紙1-1「常用薬常備確認書(激甚災害発生に備えて)」を提出してください。

○常用薬の常備

事業所で服用しているものだけでなく、御家庭で服用しているものも含めて二日分を一日ごとに分けて各自のかばん(ポケットなど)に常備してください。薬には氏名、服薬時間を明記し、ジッパー付ビニール袋などに入れ、定期的に新しいものに交換していただくようお願いします。なお、かばんでの常備が困難なものについては事務所で預かりますが、液体の薬については、可能な限り、事務所でお預かりする薬は散剤等にしていただけると管理面、衛生面で適切かと思われます。御検討をお願いします。

☆医療的ケア物品

年度当初に、必要な物品を一まとめして作業室に提出していただき、全員分を常温で保管します。この物品は、半年に一回のモニタリングに返却し内容等を確認していただきます。使用期限のあるものにつきましては、各自で提出前に確認していただき、定期的に入れ替えをお願いします。